

令和 4 年 度 （ 2 0 2 2 年 度 ）
社会福祉法人広島市社会福祉協議会
非常勤職員（総合相談員）受験案内

令和 4 年（2022年）9月 23日
 社会福祉法人 広島市社会福祉協議会

第 1 次試験日	令和 4 年 1 0 月 1 4 日（金）
申込受付期間	令和 4 年 9 月 2 3 日（金）～9 月 3 0 日（金）（必着）

1 採用予定人数等

募集区分	採用予定人数	職 務 概 要
総合相談員	若干名	生活困窮者自立相談支援業務 ・生活困窮者の把握・相談受付、支援計画の策定、支援計画に基づく支援の提供、家計改善支援などの業務 総合相談支援業務 ・心配ごと相談、在宅訪問相談などの相談援助業務 ・福祉サービス利用援助専門員の補助業務 （対象者の相談支援、実態把握、具体的な生活支援等）

2 受験資格

次の（1）から（4）までの全ての要件を満たす人

- (1) 社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有する人
- (2) 普通自動車の運転免許を有する人（令和 4 年 1 1 月末日までに取得見込みの人を含む。）
- (3) 次のいずれかに該当する人（令和 4 年 1 1 月末日までに取得見込みの人を含む。）
 - ア 日本国籍を有する人
 - イ 出入国管理及び難民認定法（昭和 2 6 年政令第 3 1 9 号）による永住者
 - ウ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第 7 1 号）による特別永住者
- (4) 次のいずれにも該当しない人
 - ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
 - イ 社会福祉法人広島市社会福祉協議会職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない人
 - ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
 - エ 平成 1 1 年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

※ 学校卒業後就職が決まらず、求職中の方も、上記の受験資格を満たす場合には申し込むことができます。

3 試験の日時、会場、合格発表

区 分	日 時	会 場	合 格 発 表
第 1 次 試 験	1 0 月 1 4 日（金） 午前 1 0 時集合 (正午頃終了予定)	広島市総合福祉センター 団体交流スペース BIG FRONT ひろしま 5 階 (広島市南区松原町 5 番 1 号)	1 0 月 1 8 日（火）
第 2 次 試 験	1 0 月 2 1 日（金） 詳しくは、第 1 次試験の合格通知書でお知らせします。		1 0 月 2 6 日（水）

- [注] (1) 試験当日は、筆記用具（鉛筆、消しゴム等）を持参してください。
- (2) 第1次試験の結果は、合格者の受験番号を広島市社会福祉協議会事務室前（広島市総合福祉センター 6階）に掲示するとともに、広島市社会福祉協議会のホームページに掲載し、合格者にのみ通知します。
- 第2次試験の結果は、合格にかかわらず受験者全員に通知します。
- (3) 電話・メール等での合否の問合せは受け付けません。

4 試験の内容

区分	科目等	内 容
第1次試験 [100分]	一般教養	社会科学、人文科学、自然科学、数的推理、判断推理等についての択一式筆記試験 [25問全問回答]
	作文	文章による表現力等についての筆記試験 [約800字] (前回試験の出題テーマ：市民が生き生きと生活するために、社会福祉協議会職員としてあなたができることとは何か。)
第2次試験	面接	主として人物、識見等についての個別面接

5 申込手続及び受付期間

- (1) 提出書類
- ア 申込書（最近3か月以内に撮影した写真（正面向き、脱帽、上半身のもの）を必ず貼ってください。）
- イ 社会福祉士又は精神保健福祉士登録証の写し及び普通自動車運転免許証の写し（取得見込みの人を除く。）
- なお、提出書類は受付後、返却しません。
- (2) 提出先
- 〒732-0822
広島市南区松原町5番1号
社会福祉法人広島市社会福祉協議会 総務課
- (3) 受付期間
- 令和4年9月23日（金）～9月30日（金）（必着）
- ただし、持参の場合は、土曜日、日曜日、祝日を除き、午前8時30分から午後5時15分まで。
- 郵送による申込みは、9月30日（金）までに上記の提出先に到着したものに限り受け付けます。消印有効ではありませんので、注意してください。9月26日（月）以降に投函する場合は、必ず「速達」としてください。
- (4) 個人情報の取扱い
- 申込書等に記載された個人情報については、採用選考試験及び採用に関する事務の目的にのみ使用します。

6 合格から採用まで

- (1) 最終合格者は、令和4年12月1日に採用する予定です。
- (2) 受験に必要な資格を取得見込みの人で、令和4年11月末日までに資格を取得できない場合は、採用される資格を失います。
- (3) 日本国籍を有しない人で、「永住者」若しくは「特別永住者」の在留資格又は日本国籍を取得見込みの人は、令和4年11月末日までに取得できない場合は、採用される資格を失います。

7 待遇、勤務条件等

(1) 任用期間

令和4年12月1日から令和5年3月31日まで。

(令和5年4月1日以後について、引き続き1年ごとに勤務をお願いすることがあります。ただし、70歳に達する日の属する年度の末日を超えては行いません。)

(2) 勤務日、勤務時間

原則として、月曜日から金曜日まで。午前9時15分から午後4時までの5時間45分勤務(週28時間45分)。

※ 所定労働時間を超える場合があります。また、勤務時間又は休憩時間を繰り上げ、若しくは繰り下げ、又は勤務を要しない日を他の日に変更することがあります。

(3) 勤務を要しない日

土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、8月6日及び12月29日から翌年の1月3日まで。

(4) 勤務場所

広島市社会福祉協議会

※ 採用後、区社会福祉協議会(区事務所)に配置換えになることがあります。

(5) 報酬

月額160,900円(令和4年度実績)

この他に交通費、増額報酬が規定に基づいて支給されます。

(6) 休暇等

年次有給休暇、特別休暇、健康保険、厚生年金、雇用保険及び労災保険があります。

なお、採用されるまでに規則等の改正が行われた場合は、その定めるところによります。

(7) その他

広島市総合福祉センター及び各区地域福祉センターは全面禁煙です。

8 その他受験に際しての注意事項

(1) 受験票は送付しませんので、試験当日、直接会場にお越しください。

(2) 試験会場には専用駐車場はありませんので、車での来場はご遠慮ください。

(3) 不明な点がある場合は、下記までお問い合わせください(試験の内容に関わる質問にはお答えできません。)

◇ 問合せ先 ◇

社会福祉法人広島市社会福祉協議会 総務課 庶務係 電話：(082)264-6400
〒732-0822 広島市南区松原町5番1号 広島市総合福祉センター内
社会福祉法人広島市社会福祉協議会のホームページアドレス (<http://shakyo-hiroshima.jp/>)